

大阪市告示第370号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月21日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪ベイトワー

大阪市港区弁天一丁目2番3号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

外1者

(3) 変更事項

大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所
みずほ信託銀行株式会社	代表取締役 笹田 賢一	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
新生信託銀行株式会社	代表取締役 岩井 正貴	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

(変更後)

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所
--------	------------	----

みずほ信託銀行株式会社	代表取締役 笹田 賢一	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
新生信託銀行株式会社	代表取締役 岩井 正貴	東京都港区六本木一丁目6番1号

(4) 変更年月日

令和7年1月20日

2 届出年月日

令和7年3月12日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

(2) 期間

令和7年3月21日(金)から令和7年7月22日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年7月22日(火)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)